

# 一般社団法人 長野県測量設計業協会 倫理要領

本協会の会員は、測量及び設計の持つ使命と職責の重要性をかんがみ、真義に基づいて職務の遂行に当たり、職業上の地位の向上及び社会的評価の向上に努めなければならない。そのため、次の事項を遵守するものとする。

## 1. 資質の向上と品位の保持

会員は、企業経営者として社会的使命を自覚し、率先して資質の向上と人材の育成に当たり情報化社会に対応し得る能力の涵養と品位の保持に努めなければならない。

## 2. 技術者としての権威の保持

会員は、常に技術の向上に努め、発注者に対し、技術的信念の基に業務の遂行にあたらなければならない。

## 3. 公正の維持

会員は、測量設計業務の公共性にかんがみ、常に厳正中立の立場に立って業務を行い、公正を欠く事のないよう特段の注意を払わなければならない。

## 4. 秘密の保持

会員は、発注者から受けた業務上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## 5. 独占禁止法の遵守

会員は、独占禁止法を遵守し、適正な取引に努めなければならない。

## 6. 不当競争の禁止

会員は、業務の受注に当たり不当な競争をしてはならない。

## 7. 相互協力

会員は、業務遂行に当たり、必要のある時は、会員相互間の技術提携、あるいは他の専門家の協力を求めるよう努めなければならない。

## 8. 法令等の遵守及び名誉保持の義務

会員は、法令、本協会の定款、規約、規定その他の定めを遵守し、直接・間接を問わず、自己又は他の会員若しくは本協会の名誉又は信用を傷つけるような行為をしてはならない。

平成12年9月12日